

第14章 知的財産権

1. 知的財産権保護の状況

マレーシアでは、商標権、特許権、工業意匠、著作権、地名の表示、半導体集積回路のレイアウト・デザインなどの知的財産権が保護されている。マレーシアにおける知的財産の保護は、マレーシア知的財産公社（Intellectual Property Corporation of Malaysia：MyIPO）が管轄している。同公社は2002年の立法に基づいて成立し、知的財産裁判所の設置や審査官の増員などを通じて知財立国を目指した対応を進めてきている。2011年には電子出願が可能になるとともに審査期間も短縮され、利便性が高まった。

図表 14-1 知的財産の種類

		所要登録期間	保護期間	訴訟種類
1	商標	7ヵ月～	10年、更新可	民事/行政措置・刑事
2	特許	20ヵ月～	20年	民事のみ
3	著作権	登録不要	文学・音楽・芸術作品 … 死後50年 音響録音・放送・映画等 … 制作後50年	民事/行政措置・刑事
4	工業意匠	～8ヵ月	5年、更新可（最大計15年）	民事のみ
5	地名の表示	～8ヵ月	10年、更新可	民事のみ
6	半導体集積回路のレイアウト・デザイン	登録不要	商業利用開始後10年 （商業利用のない場合は考案後15年）	民事のみ

（出所）MyIPO、JETRO、MIDA 資料等より作成

(1) 商標

商標は、1976年商標法と1997年商標規則に基づいて保護される。商品に関連した使用を意図したいかなる商標も登録できるが、当該のマークが本質的に特徴的であることが条件となる。商標が登録されると、商標権者もしくは承認された利用者のみがその商標を使用でき、無断で使用した個人や法人に対しては侵害訴訟を起こすことが可能となる。

国内申請者（定住者か居住者）であれば、直接特許を申請でき、外国人申請者は、マレーシアにある登録された商標事務所を通す必要がある。電子出願と早期審査の制度を利用すれば、最短で7ヵ月程度での登録が可能である。先願登録商標の存在等の登録拒絶事由に該当しなければ、公告を経て登録される。但しマレーシアでは、先願主義に対して先使用主義が採用されている。

商標の保護期間は出願日から10年であり、その後は10年ごとの更新が可能となっている。但し、3年以上使用されていない商標は廃止される場合があるため注意が必要である。

マレーシアは貿易関連知的所有権協定（TRIPS）に基づき、すでに一般に周知された他の権利者の標章と同一か酷似している商標の登録を禁止しており、また、偽ブランド品の

マレーシア国内への輸入を禁止する規定が定められている。

また、マレーシアでは商標登録を促進するニース協定及びウィーン協定に加盟している。ニース協定では、商標登録を目的とした物品とサービスの国際分類について定められており、ウィーン協定は、図形要素から構成されるか図形要素を含む商標の分類を制定している。

(2) 特許・実用新案

特許権者は、特許を受けた発明の排他的な利用や供与・譲渡、使用ライセンス契約を締結する権利がある。TRIPS に基づき、強制実施権により他国に既存する特許製品の輸入(並行輸入) を認可している。

特許出願は英語で行うことができ、審査期間は 26 ヶ月となっている。さらに早期審査制度を利用すれば、最短 20 ヶ月での取得が可能である。実体審査により出願が拒絶されなければ、特許権が付与される。

特許

特許権は、1983 年特許法と 1986 年特許規則により規制されており、商標と同様、国内申請者(定住者か居住者) であれば、直接特許を申請できる。外国人の申請は、マレーシアにある登録された特許申請代理事務所を通す必要がある。工業利用が可能な発明も特許取得の対象となる。

特許は、TRIPS に基づいて申請出願日から 20 年間保護される。

実用新案

特許権の保護対象となる発明の要件を満たさない場合、1983 年特許法に基づいて実用新案(utility innovation) として、一定の保護を受けることがある。

同法により、最初の 10 年間の保護期間が与えられ、利用状況によって 5 年ずつ 2 回延長することができる。

(3) 工業意匠

1996 年工業意匠法及び 1999 年工業意匠規定に基づき、工業意匠が保護されている。同法により、登録された工業意匠は個人の財産とみなされ、使用权の供与、権利の譲渡が可能となる。

新規の工業意匠だけが登録可能となっており、単なる機能上の構造様式や設計は対象外となっている。対象の意匠は、他の必須部分を構成する物品の外観に依存する意匠であってはならない。

国内申請者による登録申請は、個人か、または認可工業意匠代理事務所を通して提出できる。外国人申請者の場合は、認可工業意匠代理事務所を通さなくてはならない。登録さ

れた工場意匠の最初の保護期間は 5 年間で、個々の意匠に対して 5 年ずつ 2 回の延長が可能となっており、合計 15 年間の保護期間が与えられる。

(4) 著作権

著作権は、1987 年著作権法で著作権の対象となる作品に対して包括的に保護されている。同法では、著作権の対象となる作品（コンピュータ・プログラムを含む）の内容、保護の範囲、保護の方法を規定している。

保護対象は、文学、音楽、芸術、録音、映画、放送の 6 カテゴリーである。作品の著作権の登録制度はなく、著作物を創作した時点で自動的に発生する。文学・音楽・芸術的作品の保護期間は、作者の生存期間と死後 50 年間と定められている。音響録音・放送・映画などの保護期間は、最初に発行・製作されてから 50 年間である。また同法は演劇における諸権利についても定めており、初めて上演された年の翌年から 50 年間保護される。

著作権法は、法律の強制執行権が含まれて規定されている点が特徴的といえる。著作権の修正が 2003 年 10 月に施行されており、国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）の執行官に逮捕権（無令状逮捕を含む）を与えている。著作権法実施のために任命された MDTCC の特別班は、著作権を侵害している複製品所有の疑いがある建物への立ち入り、搜索、没収の権利を有している。

(5) 地名の表示

2000 年地名表示法は、物品の品質や評判、その他の特徴がその地理的減産に必然的に起因する場合において、物品が生産された土地名に従った物品を保護している。この保護は、自然食品や農産物、工芸品などの物品や産業に適用される。社会的秩序やモラルに反した地名の表示は、同法では保護されない。

保護期間は 10 年間となっており、その後は 10 年間の更新が可能である。

(6) 半導体集積回路のレイアウト・デザイン

集積回路レイアウト・デザインは、2000 年半導体集積回路レイアウト・デザイン法により保護されている。但し、当該デザインの創造性、創造者自身による自由な発想に基づく設計であることが条件となっている。同法は TRIPS に基づいて実施され、マレーシアの電子産業分野への投資家に対する知的所有権の保護を保証し、マレーシアでの技術の成長を促進している。

商業利用開始日から 10 年間は保護期間となっており、商業利用されない場合は、考案日より 15 年間保護される。同法で認められた権利が侵害された場合は、所有者が訴訟を起こすことも認められている。また、譲渡、許可、遺言、法の執行により、部分的もしくは全ての権利を移転することも可能である。

2. 国際条約と国際評価

マレーシアは、世界知的財産機構（WIPO）が管理する6つの国際条約（ベルヌ条約、ニース協定、パリ条約、特許協力条約、ウィーン協定、WIPO条約）の加盟国となっている。

マレーシアにおける知的財産権保護の国際評価は比較的高い。2013年の米国通商代表部（USTR）の報告において中国、インドネシア、タイが優先監視リストに、ベトナムが監視リストにそれぞれ挙げられている中、マレーシアは監視リスト外となった。また、世界経済フォーラム（WEF）のGlobal Competitiveness Reportでは148の国・地域中30位となっており、ASEAN内ではシンガポールに次いで第2位である。International Property Rights Index内の知的財産権指数でも37位（ASEAN内第2位）と同様の評価を受けており、ASEAN諸国と比して良好な知財保護環境が整っているといえる。

ひとくちメモ (18)：日本の特許庁による国際調査が可能に

2013年4月1日より、マレーシア知的財産公社が受理した特許協力条約（Patent Cooperation Treaty：PCT）に基づく国際出願に対して、日本の特許庁が国際調査・国際予備審査を実施することが可能となった。これにより、日系企業を含む現地出願人は、希望すれば、日本の質の高い先行技術調査結果を受けることができる。

この背景として、日系企業によるアジア諸国へ研究開発拠点の設立が増加してきていることがある。日本の特許庁は、ASEANのさらなる経済発展や日系企業の事業活動支援のためにASEANの知財協力を強化している。



海外のブランドが集まるブキット・ピントアン（Bukit Bintang）のショッピングモール